

令和 7 年度当初

# 予算概算決定の概要 動物衛生課

令和 6 年12月

農林水産省

## 令和7年度 動物衛生課予算概算決定の概要

|                    |               |      |
|--------------------|---------------|------|
| 消費・安全対策交付金         |               | P.1  |
| ○ 家畜衛生の推進（ソフト）     |               | P.2  |
| ○ 家畜衛生の推進（ハード）     | 1,896 百万円の内数  | P.3  |
| 家畜衛生等総合対策          |               | P.4  |
| ○ 家畜伝染病予防費         | 4,761 百万円     | P.5  |
| ○ 家畜生産農場衛生対策事業     | 481 百万円       | P.6  |
| ○ 牛疾病検査円滑化推進対策事業   | 234 百万円       | P.7  |
| ○ 戦略的監視・診断体制整備推進事業 | 132 百万円       | P.8  |
| ○ アフリカ豚熱防疫体制整備事業   | 10 百万円        | P.9  |
| ○ 動物検疫所の検疫事業費      | 1,741 百万円     | P.10 |
| 我が国のWOAH認定施設活動支援事業 | 6 百万円         | P.11 |
| 飼養衛生管理情報通信整備事業     | 13,587 百万円の内数 | P.12 |
| （参考）令和6年度 補正予算     | 9,056 百万円の内数  | P.13 |

＜対策のポイント＞

鳥インフルエンザ・豚熱等の家畜の伝染性疾病やジャガイモシロシストセンチュウ等の農作物の安定生産に影響のある病虫害の発生予防・まん延防止、国産農畜水産物の安全性の向上及び食育の推進に向けた都道府県等の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 家畜・養殖水産動物の伝染性疾病や農作物の病虫害の発生予防・まん延防止
- 特定の有害化学物質・微生物の食品からの摂取量が科学的評価に基づき設定された耐容摂取量等を超えないように抑制
- 第4次食育推進基本計画の目標の達成〔令和7年度まで〕

＜事業の内容＞

1. 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止

- ① 家畜・養殖水産動物の伝染性疾病の発生予防・まん延防止に向けた取組を支援します。具体的には、地域一体となった衛生管理向上及び農場の分割管理の取組、都道府県における検査実施体制の強化及び野生動物での豚熱・アフリカ豚熱の検査の促進等について支援します。
- ② センチュウ類等の緊急防除、アリモドキゾウムシ等の根絶防除、クビアカツヤカミキリやミバエ類等の新たに侵入した病虫害のまん延防止対策や薬剤抵抗性の発達等により地域で防除が困難となっている病虫害に対する防除対策の確立等を支援します。

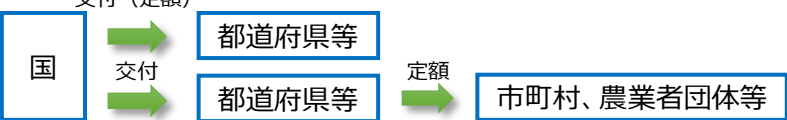
2. 国産農畜水産物の安全性の向上

国民の健康の保護を最優先としつつ、食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組を支援します。

3. 食育の推進

第4次食育推進基本計画の目標達成に向けて、生産者と消費者との交流や学校給食における地場産物の活用の促進のほか、消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信に向けた技術実装など、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止

- ① 鳥インフルエンザ、豚熱を始めとする家畜や野生動物の伝染性疾病への対応
  - (ア) 養豚場における野生動物侵入防止壁や鶏舎入気口フィルター等の整備、農場の分割管理のため追加が必要となる設備等の整備
  - (イ) 都道府県における検査実施体制及びバイオセキュリティの高度化を図るための施設等の整備
  - (ウ) 野生動物での豚熱・アフリカ豚熱の浸潤状況を把握するため、検査の促進を図る取組等を支援
- ② 農作物の病虫害の発生予防・まん延防止
  - (ア) センチュウ類、アリモドキゾウムシ、クビアカツヤカミキリ、ミバエ類等の甚大な被害を与えるおそれのある病虫害のまん延防止対策
  - (イ) 薬剤抵抗性の発達等により地域で防除が困難となっている病虫害に対する地域の実態に応じた防除体系の確立等を支援



鳥インフルエンザの症状



豚熱の症状



ジャガイモシロシストセンチュウ（根に付着する粒）



クビアカツヤカミキリ



ミカンコミバエ種群

2. 国産農畜水産物の安全性の向上

- ① 有害化学物質・微生物のリスク管理措置の導入等を支援
- ② 農業生産段階におけるリスク管理措置の推進
- ③ 農薬の適正使用等の推進
- ④ 海洋生物毒等の監視の推進
- ⑤ 下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性確保の推進

3. 食育の推進

- ① 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進
- ② 学校給食における地場産物活用の促進
- ③ 産地情報等の効果的な発信に向けた技術実装 等 1

家畜衛生の推進（ソフト）

【令和7年度予算概算決定額 1,896（1,720）百万円の内数】  
（令和6年度補正予算額 1,147百万円の内数）

<対策のポイント>

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、**家畜の伝染性疾病に関する監視体制の整備、発生予防・まん延防止の取組、畜産物の安全性向上や野生動物の対策強化**の取組を支援します。

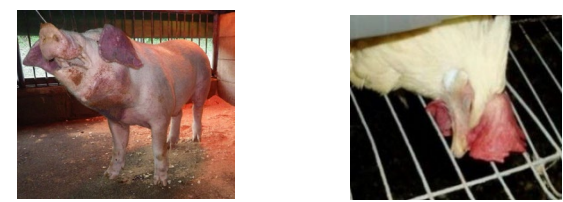
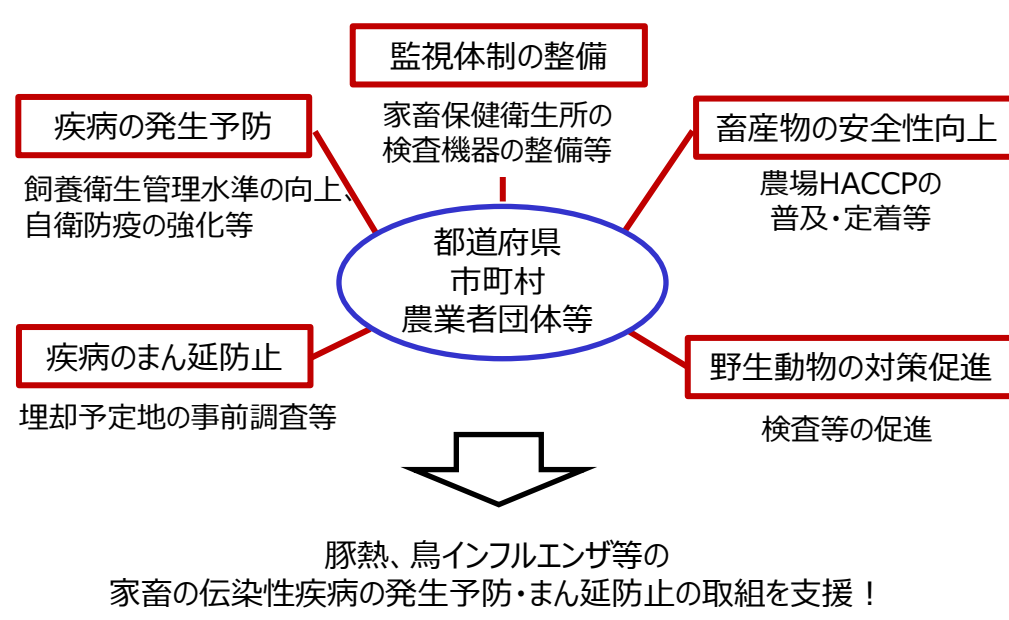
<事業目標>

家畜の伝染性疾病に係るまん延防止措置が適切に実施されていないために疾病をまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

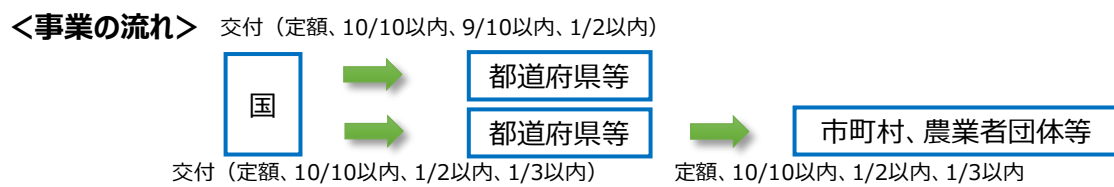
＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 監視体制の整備
- 家畜保健衛生所の検査体制を強化するため、**検査機器の整備**や検査の信頼性確保に向けた**精度管理の適切な実施**に向けた取組等を支援します。
2. 家畜の伝染性疾病の発生予防
- ① 地域一体となった**防鳥ネット**や**消毒機器の整備**等の**飼養衛生管理水準の向上**、**養鶏場周辺のため池の落水**等の**野鳥飛来防止対策**の取組を支援します。
- ② **民間獣医師や野生動物対策の専門家**、**農場の取引業者等のステークホルダーと連携した衛生指導・点検**など、地域での**自衛防疫を強化**する取組を支援します。
3. 家畜の伝染性疾病のまん延防止
- ① 家畜の伝染性疾病の発生時に備え、地域で行う**埋却予定地の事前調査や防疫演習**を支援します。
- ② 家畜伝染病等が発生した際に、**迅速かつ的確にまん延防止措置**を講ずる取組を支援します。
4. 畜産物の安全性向上
- HACCPの考え方を生産段階で活用した**飼養衛生管理（農場HACCP）**について、その普及・定着を図るため、**認証取得、指導、取組の効果を検証するモニタリング検査**等の取組を支援します。
5. 野生動物の対策強化
- アフリカ豚熱及び豚熱対策として行う**野生動物のサーベイランス（浸潤状況調査）**について、**検査の促進**等を図るための取組を支援します。



（豚熱及び鳥インフルエンザの症状）



## <対策のポイント>

家畜の伝染性疾病に係る発生予防・まん延防止の取組を強化するため、①家畜保健衛生所等における家畜等の**病性鑑定**の適切な実施、②特に高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱・アフリカ豚熱対策に資する**飼養衛生管理**の向上、③殺処分の影響を抑制するための**農場の分割管理**にそれぞれ必要な**施設整備**を支援します。

## <事業目標>

家畜の伝染性疾病に係るまん延防止措置が適切に実施されていないために疾病をまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 病性鑑定の適切な実施

都道府県の家畜保健衛生所等において、**家畜の病性鑑定**や**野生動物の検査**を適切に実施するため、**病性鑑定検査施設及び関連施設**（採材、病性鑑定畜の保管、感染性廃棄物処理等のための施設）の**整備**を支援します。

### 2. 飼養衛生管理の向上

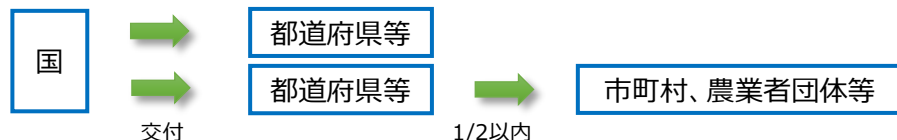
特に**高病原性鳥インフルエンザ対策**に資する**鶏舎入気口フィルター**及び**細霧装置**並びに**豚熱・アフリカ豚熱対策**に資する**養豚場の野生動物侵入防止壁**の整備を支援します。

### 3. 農場の分割管理

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の発生に際し、殺処分の影響を抑制するため、**農場の分割管理**に取り組む場合に追加で必要となる**施設**（更衣室、車両消毒施設、農場境界柵、集卵ベルト、堆肥舎等）の**整備**を支援します。

## <事業の流れ>

交付（1/2以内）



### <1の事業>

家畜保健衛生所等において、家畜や野生動物の病性鑑定を適切に実施するため、  
 ・遺伝子検査  
 ・解剖及び採材  
 ・病性鑑定畜の保管  
 等に必要な施設を整備

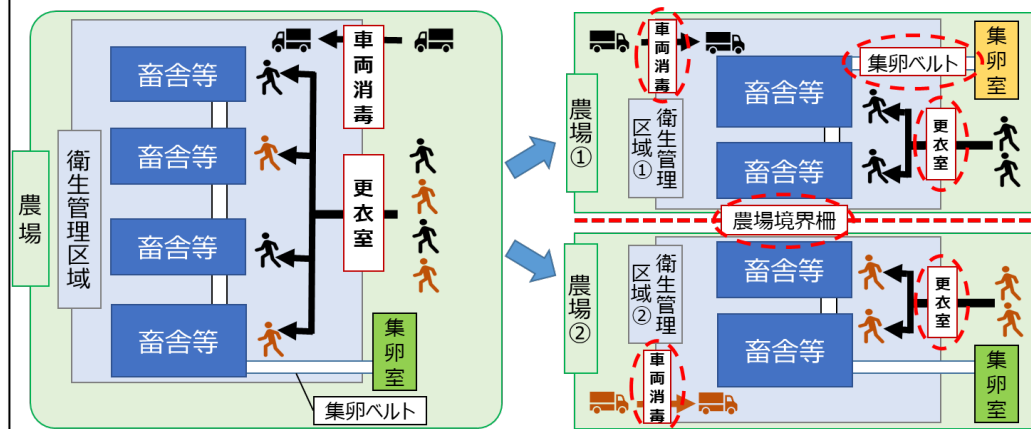
### <2の事業>

野生動物侵入防止壁の例



### <3の事業>

農場の分割管理に当たり追加で必要な施設（赤破線）のイメージ



61 家畜衛生等総合対策

【令和7年度予算概算決定額 家畜伝染病予防費 4,761 (5,761) 百万円  
国内防疫・水際対策 2,955 (3,069) 百万円】  
(令和6年度補正予算額 8,433百万円)

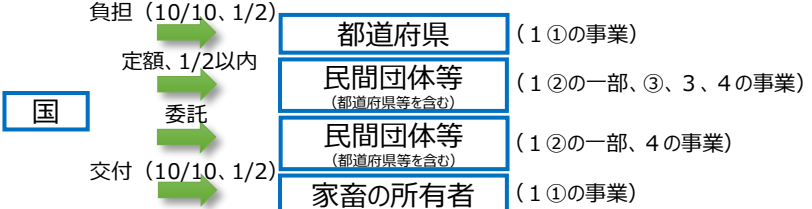
＜対策のポイント＞  
畜産振興、畜産物の安定供給と輸出促進を図るため、家畜伝染病予防法に基づき、**豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底するとともに、地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師の確保・育成を図ります。**

- ＜政策目標＞
- 家畜・養殖水産物の伝染性疾病の発生予防・まん延防止
  - 地域における産業動物獣医師の育成・確保

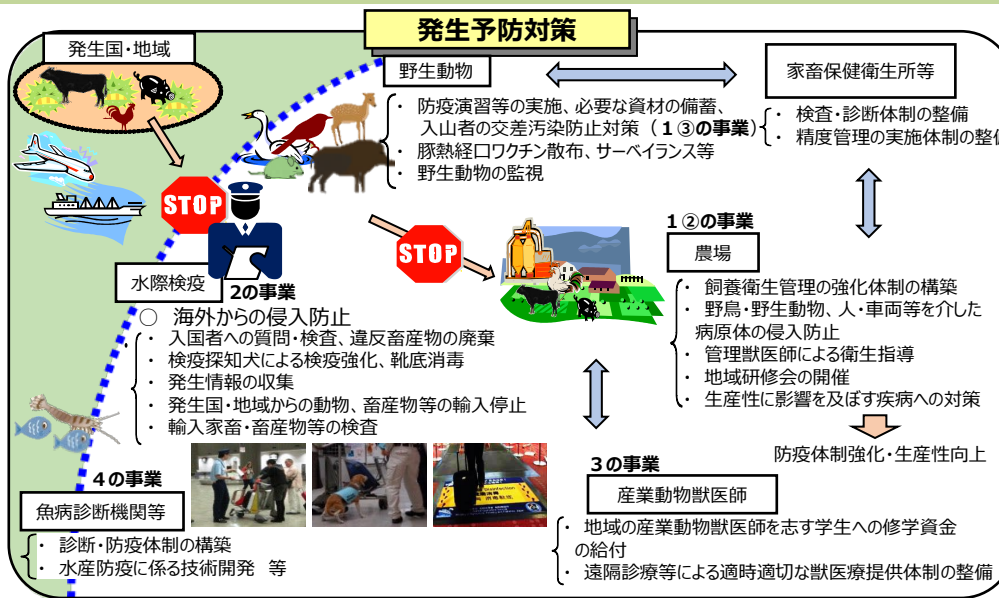
＜事業の内容＞

- 1. 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止 5,618 (6,737) 百万円**  
① 豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等が発生した際に、家畜伝染病予防法に基づく**防疫経費の支援、手当金・特別手当金の交付**を行います。  
② **防疫体制強化・農場生産性向上**に向け、ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛サルモネラ症等に対する**家畜衛生対策**、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱対策にも資する**農場の飼養衛生管理強化、衛生害虫対策の専門家等による衛生管理指導の実施等**を支援します。  
③ **野生動物におけるアフリカ豚熱の防疫体制の整備にむけた支援**をします。
- 2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止 1,741 (1,758) 百万円**  
動物検疫所において、人や物を介したアフリカ豚熱等の伝染性疾病の我が国への侵入を防止するため、**入国者への質問・検査、検疫探知犬の探知業務、制度の周知・広報活動の実施等、水際での検疫措置の徹底**を図ります。
- 3. 産業動物獣医師の育成・確保 273 (250) 百万円**  
産業動物獣医師への就業を志す獣医学生等に対する**修学資金の給付、獣医学生のインターンシップなど産業動物分野への関心を高める取組、遠隔診療等による適時適切な獣医療の提供体制整備**についての取組等を支援します。
- 4. 水産防疫体制の充実・強化 83 (85) 百万円**  
水産動物の防疫上重要な疾病のサーベイランス等の実施、遠隔診療技術と電子カルテ等を活用した**広域迅速診断体制の構築等**を支援します。

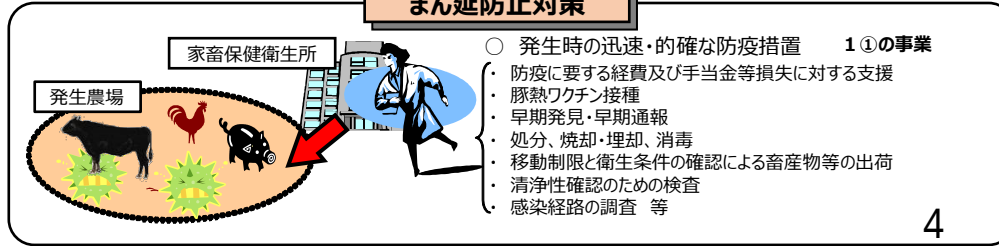
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



万が一の発生時には・・・



【お問い合わせ先】 (1、2の事業) 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994)  
(3、4の事業) 畜水産安全管理課 (03-6744-2103)

<対策のポイント>

家畜伝染病予防法に基づき、①都道府県が行う家畜の伝染性疾病（口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等）の発生予防・まん延防止の取組に必要な費用を国が負担するとともに、②家畜等の所有者に対し、と殺家畜等に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用を交付します。

<事業目標>

家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る（家畜伝染病予防法第1条）

<事業の内容>

1. 家畜伝染病予防費負担金

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

① 家畜の検査等に必要な旅費

② 豚熱ワクチン等の購入費及び接種に必要な資材費

③ まん延防止措置等に必要な薬品費、衛生資材費

④ 消毒ポイントの運営等の消毒に要した経費

⑤ まん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費

⑥ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額

等の全部又は一部について国が負担します。

2. 患畜処理手当等交付金

家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜等に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。

また、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、原則として評価額全額を交付します。更に、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金等を交付します。

<事業の流れ>

国

負担  
(負担率：10/10、1/2（法律補助）)

都道府県

1の事業

国

交付  
【交付率：10/10、1/2 評価額：①口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等 10/10  
②上記以外の疾病 4/5、1/3】

家畜等の所有者

2の事業

<事業イメージ>

家畜伝染病予防費負担金  
(対象：都道府県)

患畜処理手当等交付金  
(対象：家畜等の所有者)

家畜防疫員の旅費

動物用生物学的製剤（ワクチン等）の購入費

薬品（消毒薬等）の購入費

等

野生動物に使用するワクチン等の購入費

野生動物の検査、注射、薬浴等に要した費用

衛生資材（保護衣、注射針等）の購入費

消毒ポイントの運営に要する費用

焼埋却に要する費用

移動制限等に起因する売上げの減少額等の補填を行う場合の支援

等

と殺家畜等に対する手当金

※口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の患畜及び疑似患畜については、特別手当金を交付し、原則として評価額の10/10を交付。

予防的殺処分を実施した場合の補償金

焼埋却に要する経費

発生予防の取組

まん延防止の取組

5

＜対策のポイント＞

生産農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化に向け、**農場指導、検査、ワクチン接種やとう汰等の取組**を推進します。  
また、HACCPの考え方を生産段階で活用した飼養衛生管理（**農場HACCP**）の導入に向けた取組を推進します。

＜事業目標＞

①家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化の推進、②生産者による飼養衛生管理の向上、③農場HACCPに取り組む農場の拡大

＜事業の内容＞

**1. 疾病清浄化支援対策**

① **全国流行疾病対策**：牛のヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢、牛のサルモネラ症について、疾病のまん延防止及び清浄化を推進するため、**移動予定牛や発生農場等の検査、ワクチン接種、リスク牛のとう汰等の取組**を支援します。

② **地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策**：地域で課題となっている家畜の伝染性疾病について、豚熱やアフリカ豚熱等の全国的な越境性疾病の発生予防対策にも資するよう、関係者が連携し策定した計画に基づく衛生管理の点検・見直し、専門獣医師や衛生害虫対策の専門家によるコンサルティング等の取組を支援します。

**2. 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策**

飼養衛生管理の向上のため、自主的に民間獣医師等の衛生指導を受ける取組や吸血昆虫が媒介するアカバネ病予防のための組織的ワクチン接種を支援します。

**3. 農場HACCP導入推進強化事業**

農場HACCPの導入を推進するため、**多様性に富む農場の現場で幅広く知識を応用して指導を担うことのできる農場指導員を養成**するための研修会を開催し、地域における指導体制を強化します。

＜事業の流れ＞

国

定額、1/2以内

民間団体等

＜事業イメージ＞

＜事業1の②：地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策＞

関係者の連携

↓

生産者、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、民間獣医師等が連携し課題を共有

農場カルテ・地域カルテの作成

↓

農場及び地域における現状と課題の把握、地域検討会における多角的検討

対策計画の作成

↓

カルテを踏まえた対策計画の策定

対策の確立・推進

↓

カルテを踏まえた専門家によるコンサルティング

疾病の清浄化、生産性の向上、地域衛生レベルの向上

→ 優良モデル確立 全国的に横展開



＜事業3：農場HACCP導入推進強化事業＞

農場HACCPの普及指導に必要な基礎知識・手法を習得

多様性に富む農場の現場で的確に指導できるよう、習得した知識・手法を応用するための技術・ノウハウを習得

農場指導員の質の向上により、これまで以上の取組の普及に加え、指導強化による取組の定着を図る

➡ **農場HACCPの普及・定着による飼養衛生管理の強化**

<対策のポイント>

我が国のBSE対策の有効性を監視し、消費者や生産者の信頼を確保するため、死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するための費用を助成します。

<事業目標>

BSE検査の適切な実施によるBSE対策の有効性の確認

<事業の内容>

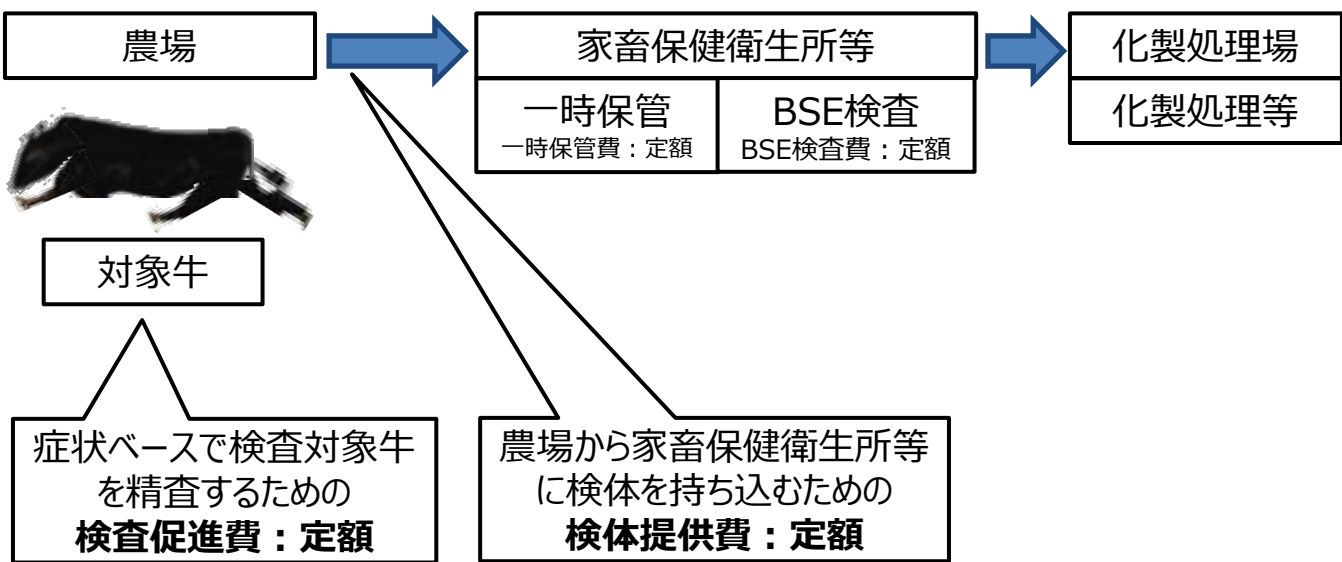
<事業イメージ>

死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するため、検査及びそのために必要な採材等に要する費用（検体提供費、一時保管費等）を助成します。

※ 死亡牛のBSE検査については、WOAH（国際獣疫事務局）のBSEに関する国際基準（コード）改正を踏まえ、令和6年度から、特定症状や歩行困難、起立不能等を呈しており、その症状からBSEを否定できない牛等を検査対象牛としています。

【新たなBSEサーベイランス体制に伴う生産者負担に対する助成】

<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

家畜の伝染性疾病について、監視・診断体制の構築・強化等を行い、効率的・効果的な発生予防・まん延防止に向けた体制を整備します。

＜事業目標＞

防疫上重要な家畜の伝染性疾病の迅速かつ適切な防疫措置の推進

＜事業の内容＞

1. 家畜伝染病監視・診断体制整備推進事業

① 病原体の収集・分析、検査用試薬等の製造・配布

特に防疫上重要な家畜伝染病や慢性疾病に係る診断体制の整備に資するよう、病原体の収集・保管、遺伝情報や病原性等の分析、環境試料検査等を実施するほか、家畜保健衛生所での診断に必要な検査用試薬の製造・配布を行います。

② 診断体制強化

口蹄疫及びアフリカ豚熱について、国内の診断体制を整備するための技術研修を実施し、確定診断能力を強化します。

③ 有効なサーベイランス体制の構築

輸出検疫協議等への活用のため、毎年のサーベイランスの結果について、網羅的に科学的解析を行い、疾病の発生・浸潤状況や対策の有効性を評価します。

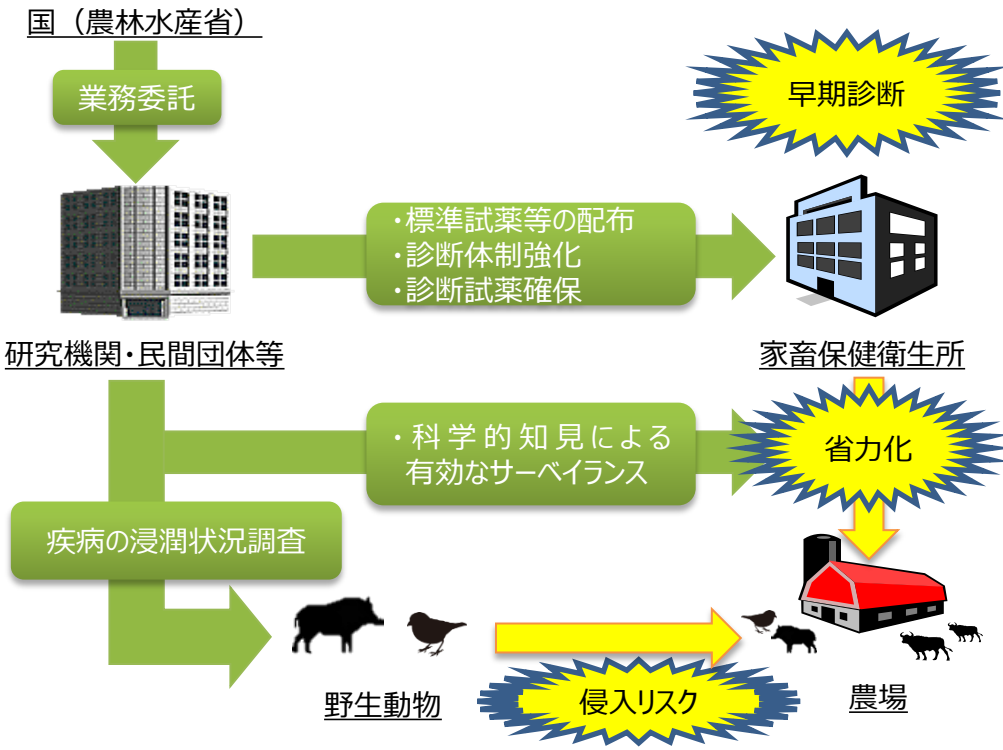
2. 診断試薬確保事業

国内で清浄化した家畜の伝染性疾病等について、万が一の国内侵入に備え診断体制を構築・強化するため、診断試薬の確保や海外製の診断薬等の有効性の検証を行います。

3. 野生動物監視体制整備事業

捕獲された野生動物から検査材料を採取し、家畜の伝染性疾病（ヨーネ病、鹿慢性消耗病、オーエスキー病、ニューカッスル病等）の浸潤状況を調査します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



＜対策のポイント＞

近隣諸国においてアフリカ豚熱の発生が続いており、我が国への侵入リスクがこれまでになく高まっています。野生動物へのアフリカ豚熱の侵入は、畜産業のみならず、ジビエ等の地域産業に甚大な影響をもたらすため、**野生動物を対象としたアフリカ豚熱等の家畜疾病対策の実施に必要な人材の育成・確保、アフリカ豚熱の侵入防止のための消毒ポイント等の設置や周知活動**等により、アフリカ豚熱の発生予防・まん延防止に向けた体制を整備します。

＜事業目標＞

家畜の伝染性疾病に係る発生予防・まん延防止措置が適切に実施されていないために疾病をまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 野生動物を対象とした家畜疾病対策の人材の育成・確保

- ① 野生動物の生息域における防疫体制の向上を図るため、**地域の狩猟者や森林作業者等の山林関係者と家畜衛生関係者との連携体制**を構築する取組（机上演習等）を支援します。
- ② 交差汚染防止技術や野生動物の死体の適切な処理（埋置、焼却、発酵消毒）等の**実地演習の実施**により、**野生動物を対象とした防疫対策に資する人材の育成・確保**を図る取組を支援します。
- ③ 上記①②を**広域的に実施**（複数県を参集）する取組を支援します。

2. アフリカ豚熱の侵入防止のための消毒ポイント等の設置及び周知活動

キャンプ場・登山道等に消毒ポイントや食品廃棄物を管理できる収納器具・機材を設置する取組を支援するとともに、アフリカ豚熱の侵入防止を促すため、**立て看板等**を用いた周知活動を支援します。

1の事業

- 狩猟者や森林作業者等との連携を図るための組織の構築。
- 各地域で適切な死体の処理が行えるよう**実地演習**を実施。

組織構築



実地演習



2の事業

- キャンプ場・登山道等に消毒ポイント等の設置。
- アフリカ豚熱の侵入防止を促すため**立て看板等**を用いた周知活動。



＜事業の流れ＞



# ○ 動物検疫所の検疫事業費

【令和7年度予算概算決定額 1,741(1,758)百万円】  
【令和7年度予算概算決定額(デジタル庁計上) 13,587百万円の内数】  
(令和6年度補正予算額 455百万円)  
(令和6年度補正予算額(デジタル庁計上) 5,754百万円の内数)

## <対策のポイント>

アフリカ豚熱、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病が我が国に侵入しないよう、**動物検疫体制を充実強化**することにより、水際措置に万全を期します。

## <事業目標>

家畜の伝染性疾病の侵入防止の徹底

## <事業の内容>

訪日外国人の大半を占める中国等のアジア地域では、一度まん延すると発生地域の社会・経済活動に大きな影響を及ぼし得る家畜の伝染性疾病であるアフリカ豚熱、口蹄疫、鳥インフルエンザの発生が継続的に報告されています。

これらの地域を始めとする諸外国から**我が国へのアフリカ豚熱等の家畜の伝染性疾病の侵入リスクに適切に対応**するため、動物検疫所は、以下のとおり**動物検疫体制の充実強化**に取り組みます。

## 家畜の伝染性疾病の侵入防止(事務費)

**動植物検疫探知犬140頭体制を維持**し、国際郵便物や地方空港も含めた探知活動の充実、海外からの旅客の消毒が必要な物品の消毒により伝染性疾病の侵入リスクを低減するとともに、SNS等を活用した海外での情報発信、海外空港における周知強化等の**入国者への動物検疫制度の周知・広報活動**等を行います。

また、情報システムについて、7次NACCSを利用開始するとともに、デジタル庁のガイドラインに基づくUI(ユーザーインターフェース)の向上やMAFFクラウドへの移行を行います。

## <事業イメージ>



<国際空港で活動する検疫探知犬>



<国際空港における旅客の靴の消毒>



<港における自転車消毒>



<空港における広報キャンペーン>

＜対策のポイント＞

我が国の動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上のため、**WOAH（国際獣疫事務局）** 認定施設の国際的な活動を支援します。

＜事業目標＞

- ひとたび発生すれば重大な影響がでる動物疾病等の診断体制及び対策の強化による我が国への動物疾病の侵入・拡大リスクの低減
- 我が国の動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上による輸出検疫協議の促進

＜事業の内容＞

1. **WOAH認定施設の国際的な活動の支援**

我が国のWOAH認定施設と海外の試験研究機関との連携構築に係る費用や国内外からの検査・診断要請に応じて実施する検査・診断費を支援します。

2. **精度管理の国際基準を達成するための取組を支援**

**ISO17025**（※）の第三者機関からの認証を受けるために必要な**審査費用及び検査機器外部点検費用**を支援します。

※国際標準化機構（ISO）が定める、試験所及び校正機関が行う試験及び校正結果の正確性と信頼性を保証するための国際規格。

＜事業イメージ＞

＜我が国のWOAH認定施設＞

海外の試験研究機関との連携構築



World Organisation for Animal Health  
Founded as OIE

ISO17025認証

検査・診断協力



WOAH認定施設等間の研究ネットワークへの積極的な参加による迅速かつ確実な診断が可能な体制の確保

↓

- 我が国への疾病の侵入・拡大リスクの低減
- 我が国の診断体制の国際的な信頼向上を通じた輸出検疫協議の円滑化



<対策のポイント>

畜産農場における飼養衛生管理水準を向上し、安全な国産畜産物の安定供給及び生産性向上を実現するため、飼養衛生管理基準の遵守状況、生産資材の使用状況等の情報について、関係者間でタイムリーな共有、分析結果の活用等を行うシステムを段階的に構築します。

<事業目標>

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムを段階的に開発

<事業の内容>

飼養衛生管理情報通信整備事業

畜産現場を取り巻く環境は、家畜疾病の発生、抗菌剤の不適切な使用等の課題が山積しており、現場からは、飼養衛生管理の向上に資する科学的エビデンスとなる情報の共有・利活用、指導の充実等を求める声が挙がっています。このため、デジタル技術を活用した効率的な業務や飼養衛生管理等に関する情報のタイムリーな共有・活用に資するシステムを段階的に構築します。

1. システム運用保守

令和6年度までに開発した飼養衛生管理情報、防疫措置情報、指示書に基づく投薬情報等を関係者間で共有・活用するシステムについて運用保守を実施します。

2. コールセンターの設置

令和7年度に運用するシステムについて、生産者、獣医師等からの問合せに対応するコールセンターを設置します。

3. 家畜疾病サーベイランス報告情報システム開発

令和6年度に要件定義を実施した家畜疾病サーベイランス報告情報を関係者間で共有・活用するシステム開発を実施します。

4. 事務処理改善等システム改修

令和6年度までに開発した飼養衛生管理情報、防疫措置情報等の画面、帳票等の変更に伴う事務処理改善等に必要な改修を実施します。

5. eMAFF（農林水産省共通申請サービス）改善に伴うシステム改修

eMAFF改善に伴うデータ基盤、申請機能等のアドオン開発機能の改修、データ移行等を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等情報をタイムリーに共有、活用するシステムを段階的に構築



- フードチェーンにわたる業務改善や利便性向上を推進
- 輸出時の基礎データとしても活用

生産  
↓  
食肉  
処理  
↓  
消費  
(輸出)

- ① 蓄積データの活用による慢性疾病の削減、農場経営の改善 **【生産者】**
- ② 家畜衛生関連情報の伝達、管理に係る業務負担の軽減 **【獣医師(畜産行政)】**
- ③ 情報共有及び指導の効率化による飼養衛生管理の向上 **【獣医師(畜産行政、家畜診療)】**
- ④ 薬剤耐性(AMR)対策の推進、動物用医薬品の適正使用 **【関係者全体】**
- ⑤ 各国の基準に適応した畜産物の生産による輸出促進 **【生産者】**
- ⑥ 家畜疾病に係る検査結果等の改善による廃棄の減少 **【獣医師(公衆衛生行政)】**
- ⑦ 飼養衛生管理向上による安全な畜産物供給 **【消費者】**

◆ 重大疾病・事故発生時の迅速な対応 **【関係者全体】**

【お問い合わせ先】

消費・安全局食品安全政策課 (03-5512-2292)  
消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)  
消費・安全局動物衛生課 (03-6744-7144)

**【令和6年度補正予算額 9,056百万円】**

## 13

局動物衛生課 (03-3502-5994)  
畜水産安全管理課 (03-6744-2103)